

# 総務常任委員会要点記録

日 時： 令和2年6月11日（木）  
午後 1時42分～午後 3時13分  
場 所： 議場

出席委員 (7人)	委員長 委員 委員 委員	松 田 だいすけ 安 齊 きみ子 藤 條 たかゆき 折 戸 小夜子	副委員長 委員 委員	板 橋 茂 しのづか 元 あらたに 隆 見
--------------	-----------------------	--	------------------	-----------------------------

出席説明員	企画政策部長 藤 浪 裕 永 総務部長 渡 邊 眞 行 市民経済部長 鈴 木 誠 市民課長 片 岡 千 晴	人事課長 佐 藤 彰 宏 課税課長 赤 松 勝 也
-------	--	------------------------------

## 案 件

件 名	結 果
1 2 陳情第 7 号 新型コロナウイルス拡大の緊急自粛宣言によって、経済活動を自粛せざるを得ず、苦境に立たされて市民の為の基金を立ち上げる事を求める陳情	不採択すべきもの
2 2 陳情第 8 号 「検察庁法改定案」を廃案にし、次期国会で再上程しないよう政府に要請する陳情	採択すべきもの
3 第 7 4 号議案 多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決すべきもの
4 第 7 6 号議案 多摩市市税条例の一部を改正する条例の制定について	可決すべきもの
5 第 7 7 号議案 多摩市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	可決すべきもの
6 特定事件継続調査の申し出について	決定

午後 1時42分 開会

松田委員長 ただいまの出席委員は7名である。定足数に達しているので、これより総務常任委員会を開会する。

本日の委員会は、議会運営委員会での決定に基づき、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から会議時間の短縮を図るため、協議会については資料の配付のみとし、口頭での説明は後日適宜行うものとするを報告する。なお、本日配付された協議会の資料は行政資料室に所蔵している。

それでは、これより審査に入る。本日の審査は、お手元に配付した審査案件の順序に沿って進めさせていただく。

日程第1、2陳情第7号 新型コロナウイルス拡大の緊急自粛宣言によって、経済活動を自粛せざるを得ず、苦境に立たされて市民の為の基金を立ち上げる事を求める陳情を議題とする。

本件については、陳情者から発言の申出がある。多摩市議会基本条例第6条第3項の規定により、これを許可することにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 ご異議なしと認める。よって発言を許可することに決した。

発言される方に申し上げる。議会で定める要領により発言は5分以内となっている。なお、1分前になったらその旨をお知らせするので、時間内で発言をお願いします。また、本日の発言は要点記録に記載される。簡潔明瞭に、陳情書に沿って発言願う。それでは氏名を言われてから御発言願う。

陳情者(青木ひとみ氏) 青木である。インターネットということで、名字だけにさせていただく。初めてであるから、要領を得ない点はお許しいただきたいと思う。

まずこの陳情書を出した理由であるが、3月議会では一応市長提出議案の中で意見の分かれたものが何点かあったと思うが、その中の議案2件に関することで陳情を出させていただいた。

例年いつも東京都の人事委員会勧告の中で市長の給料や議員の報酬等の上げ下げがそのまま議会に議案として出されていて、大体いつも通ることが多いかと思っているが、今回は3月中旬ぐらいから新型コロナウイルス

の拡大で民間が大変で休業しなければならないという状況の中においてこれが可決されたこと、私は大変遺憾に思っている。金額自体は大した金額ではないかもしれないが、現実の状況を踏まえた採決をしていただきたい。採決が全員一致ではなく分かれたところに少しは救われるような気がするが、世間は皆さん非常に困っている状態で、税金で日々の糧を得ている方たちがこのようなことで多少なりとも金額を上げていくのはいかがなものかということで陳情を出させていただいた。

国も定額給付金等の金を出しているが、本来だったらこの定額給付金も新型コロナウイルスによっていろいろと経済的ダメージを受けた人たちのために出すはずだったが、一括ということで出してきた。実際本当は公務員の方々は収入が減っているわけではないこともあるし、受け取らなくてもいいという私の知り合いの市職員の方もおられるわけであるが、では、それをどうするかとなったならば、身近な方で寄附をするという方もおられる。私は要らないから寄附したいという方の受皿があってもいいかと思った。大企業の方などに聞くと、これから先がもっと大変だと、何とか夏のボーナスは出せるかもしれないが、残業はゼロにし、部署も閉鎖、いろいろ冬期のボーナス手当も出ないような状況になるかもしれないことをしっかり自覚しながら大企業でも経営していくわけであるから、中小、フリーランスの方たちはそれ以上にもっと抜き差しならない状況に陥っていると考えられる。市でも、皆さん、特に店をやっておられる飲食店関係の方たちなどは、本当にどうしようもない状況になっている。そういう状況の中で、これから先ますます先の見えない状況で、たかだか何千円かのところであるが、こういう採決をするとは一体どういうことなのかと、一市民の私は思う。新型コロナウイルスでいろいろ生活も変わってきたから、今までの慣習どおりの行政、議会のやり方を改める良い機会ではないかとも考えた。だから、ぜひこの際きちんと経済支援のための基金を皆さんのお力で立ち上げていただいて、そして行政と議会も現状を把握し、将来を見据えた仕事をしていただきたいと考えている。

国会議員も20%の歳費削減を決めているそうである。多摩市も飲食店の救済用に何かチケットを配って買ってもらうようにしているが、それも

市民の発案である。だから八王子市や品川区では独自のいろいろな対策も出しているから、ぜひ多摩市も独自でそういった基金を立ち上げていただければありがたいと思う。

松田委員長 以上で市民発言を終わる。

本件の陳情内容について、現在の市の状況や考え方等、市側から報告等あったら願います。

藤浪企画政策部長 新型コロナウイルス感染症に対する多摩市の取り組みについて、補正予算を中心にお話をさせていただければと思っている。御案内のとおり昨日の補正予算、またその前の5月の臨時議会での補正予算において、多摩市独自の支援策も含めて総額で170億円を超える規模の補正予算を編成させていただいた。この中には多摩市がんばろう事業者支援金をはじめ介護保険事業所あるいは障害福祉サービス事業所などの事業継続応援金等、地域の経済あるいは事業所支援の予算もこれまでにない規模で計上させていただいており、スピード感を持って事業を執行し、お手元にできるだけ早くこうした支援金が届けられるよう、鋭意準備を進めているところである。これらの財源については、市の財源、国や都の補助金あるいは交付金の活用、併せて市民の皆さんの支援のお気持ちを受け止めさせていただくための寄附金の仕組みを作っている。御陳情いただいた後で相前後するが、6月1日から銀行口座を開設する形で新型コロナウイルス感染症対策支援寄附金の仕組みを設けさせていただいている。こちらに御寄附いただいたものについては、市の会計に寄附金という形で繰入を行い、今回の補正予算、またこの先も続くようだったらその財源として新型コロナウイルス対策に活用させていただこうと思っている。については、陳情者のお話しされる新型コロナウイルスに対する対策基金、こうした同種の内容、性格のものと思っているので、現在基金まで新たに設ける予定にはしていない。

松田委員長 これより質疑に入る。質疑はあるか。

藤條委員 今回の市議会議員の報酬をこういった基金に積んで市民へ還元する手法は公職選挙法で禁止されている寄附行為に当たらないのかどうか確認したいと思う。

渡邊総務部長 昨日も選挙管理委員会事務局長からあったとおり、直接的に寄附をすれ

ば禁止されているものになろうかと考えている。

藤條委員

当該選挙区の市民にこういった形であれ寄附するのは公職選挙法で禁止されている。実際には、この陳情では定額給付金の部分についても触れられているが、私はこの定額給付金についてはマイナンバーのほうで申請させていただいたので、6月4日付で振り込みをいただいた。既に当該選挙区への寄附に当たらない形でこの10万円全額を寄附させていただいた。これについては、私としては強制されるべきものではなく、やはり個人の意思に委ねられるべきであろうかと思う。また、この特別定額給付金の趣旨としては、国会でも経済対策というよりは生活支援といった側面を持っている。そうしたところでは今回の新型コロナウイルスの影響で直接的には直ちに収入減にはならない。我々議員や公務員、年金受給者や生活保護者の方々が受け取られるのはどうなのだとした議論も実際あった。今回はスピード感を持って支給するためにそうしたところを排除せずに10万円が支給されたわけがあるが、これを経済活性化の基金に積むということであれば、その給付金の趣旨が変わってしまうのではないだろうか。私は、今回の新型コロナウイルスの影響によってより生活や暮らしにダメージを負って困窮した方々の助けになるのであればという思いで寄附をさせていただいたわけであるが、各個人が地域でその金を使うことでも経済活性化に寄与するわけであり、それを議員だからという理由で経済活性化基金に積むべしと強要するべきではないと考えている。

松田委員長

ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長

これをもって質疑を終了する。

本件は新型コロナウイルスの終息に見通しがつかず、中小企業等の経済活動が停滞しており、国や地方自治体の施策も十分でないことから、多摩市の活性化のため(仮称)多摩市経済活性化基金の設立などを検討していただきたいとするものである。よって陳情内容への賛否について委員間の意見交換を行いたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長

ご異議なしと認める。これより意見交換を行う。意見はあるか。

安齊委員

この項目に上がっていることであるが、(仮称)多摩市経済活性化基金の設立がうたわれているわけであるが、昨日の補正予算で、先ほど市側からも答弁があったように、いわゆる財政調整基金や福祉基金を使って、例えば昨日の補正予算では財政調整基金や福祉基金から18億円取り崩し、それから下水道使用料は特別会計であるが、2か月間無料で2億5,000万円、合わせると総額20億5,000万円の金をつけて、先ほどあった中小事業者で国の対策が届かないようなところにも手当てすることができたわけであるし、本当に福祉の分野から細かく、昨日随分と議論したが、そういうことができているので、先ほど市側も言ったように、国や都の動向もよく見ながら取りあえず財政調整基金等を使いながらやっていけば特別にこうした基金の創設は必要ないのではないかと私も思っているが、皆様方のお考えも伺えればと思っている。

板橋委員

陳情項目の中で3つあるが、先ほど安齊委員が言われた(仮称)多摩市経済活性化基金を設立という陳情者の提案については、先ほど企画政策部長も答えたが、新型コロナウイルス感染症対策支援寄附金として1,000万円の予算という形で作られているという点では、陳情者の意向がこういう形で多摩市では実現してきているかと思う。

また2番目に、常勤特別職の職員給料、多摩市市議会議員の報酬を今年度20%削減して市の経済活性化基金に積み立てるということであるが、常勤特別職の給料の削減については、先ほどの本会議で可決されたわけである。多摩市議会議員の場合も、議会の中で一致した形で削減しようという提案があったが、非常に積極的な提案と普通の提案、様々な意見が交錯して残念ながら一致を見られなかったという経過があるわけである。

そして3番目、常勤特別職の職員、多摩市議会議員は国の定額給付金を(仮称)多摩市経済活性化基金に積み立てると。これは昨日の本会議でも言われたが、議員からの多摩市のこういった基金に対してのいかなる募金も公職選挙法違反であると昨日選挙管理委員会事務局長からくぎを刺されて、議員はこういったところへのカンパもできないことが明らかになったわけであるが、そういう意味でも議員は議員として、市民の皆様の経済や暮らしを守るために議員らしい働きをしっかりとやらなくてはいけないなど、

今そういった思いになっているところである。

折戸委員

陳情項目が3項目ある。(仮称)多摩市経済活性化基金を設立してほしいという意味であるが、昨日も提案があり、補正予算の中で新型コロナウイルス感染症対策に対しての支援基金・寄附金の設立という形で口座が設けられ、そこに既に応募してきちんと入っているところもあるので、実質的にはこのことで十分生かされていくのではないかと考えている。

それから、市議会議員が寄附をすることは、先ほど板橋委員も言われたように昨日の本会議の中で選挙管理委員会からの指摘で寄附行為ができないことが明確になったので、これも厳しいだろうということである。ただ、このような状況の中で議員報酬を幾らか下げてきちんと議員としての示しをつけようということでは我が会派からも提案したわけであるが、皆様が一致できなかったという点がある。ある面ではこの中での様々な要素があつて今日に至っていることも含めて御理解をいただければと思っている。そういう意味では、今回出された陳情であるが、なかなか難しいかと私は考えている。

松田委員長

ほかに意見はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長

意見なしと認める。これをもって意見交換を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

藤條委員

それでは、2陳情第7号 新型コロナウイルス拡大の緊急自粛宣言によって、経済活動を自粛せざるを得ず、苦境に立たされて市民の為の基金を立ち上げる事を求める陳情について、新生会を代表し、不採択とする。

まずこの基金の名称が経済活性化基金であれば、議員が地元で消費することも立派に経済活性化に寄与すると考える。コロナ過によってダメージを受けた方々に救いの手を差し伸べる受皿は市でも作っていただいているようであるし、そうした方々に寄り添うという趣旨であれば、名称は、新型コロナウイルス対策基金等の名称にすべきだったと考える。

また特別職の給与の減額としては、市長20%3か月、副市長10%3か月の削減がまさに本日の議会で即決で決まった。議員の報酬削減についても災害対策連絡会で協議が持たれた。市民に歩調を合わせるべきといっ

た意見もあったが、まともに見送りになっている。特別職の給与報酬については、新型コロナウイルスによって直ちには影響がないものの人事院勧告や多摩市特別職報酬等審議会の答申を受けて民間企業との格差是正を図っていく仕組みがあり、タイムラグはありつつも新型コロナウイルスの影響が将来的にはその報酬にも反映されることになる。まさに今年3月の議員報酬引上げも、このタイムラグによるところが大きいのは事実である。確かに3月の未知のウイルスによる不安や恐怖が蔓延するさなかに議員報酬を引き上げた議会に対し、市民として疑念を抱かれたことは理解できるが、陳情者はこのことについて市民を無視した暴挙であるとまで述べられている。私たち多摩市議会は、平成29年度第1回定例会において当時の懸念事項から市民に説明ができないとして人事院勧告、多摩市特別職報酬等審議会の引上げ勧告を退け、東京都において唯一否決するという全国的にも異例の議決をしたわけであるが、そうした過去の経緯や議会としての姿勢をたどることなく暴挙とまで断じられてしまったことはいささか残念であると感じている。また、この3月議会で引上げに反対した議員や退席した議員、市民に寄り添うべきと報酬削減の提案をされた議員もいる。一致は見なかったが、市民とともにこの危機を乗り越えていくのだという気概があるのであれば、否決されたからやらないのではなく、ぜひ当該選挙区への寄附とならない形で寄附をされるのも一つの選択肢ではないだろうか。私はそのようにしている。

特別定額給付金についても、政策の趣旨や名目はどうあれ、支給されたものはその個人に用途を決める決定権がある。これもまた個人の裁量に委ねられるため、基金に積むべしとする陳情は不採択とさせていただく。

松田委員長           ほかに意見・討論はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

松田委員長           意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

ただいまご意見を伺ったところ、不採択すべきものという意見が1名である。よってこれより2陳情第7号 新型コロナウイルス拡大の緊急自粛宣言によって、経済活動を自粛せざるを得ず、苦境に立たされて市民の為の基金を立ち上げる事を求める陳情を挙手により採決する。本件は採択す

べきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

松田委員長 挙手なしである。よって本件は不採択すべきものと決した。

続いて日程第2、2陳情第8号「検察庁法改定案」を廃案にし、次期国会で再上程しないよう政府に要請する陳情を議題とする。

なお、2陳情第8号については署名の追加があったので事務局より報告させる。

山本議会事務局次長 2陳情第8号について、当初の署名は124名だった。本日までに署名の提出が30名あった。合計で154名である。

松田委員長 本件については、陳情者から発言の申出がある。多摩市議会基本条例第6条第3項の規定により、これを許可することにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 ご異議なしと認める。よって発言を許可することに決した。

発言される方に申し上げる。議会で定める要領により発言は5分以内となっている。なお、1分前になったらその旨をお知らせするので、時間内で発言をお願いします。また、本日の発言は要点記録に記載される。簡潔明瞭に、陳情書に沿って発言願う。それでは氏名を言われてから御発言願う。

陳情者(永井栄俊氏) 永山に住んでいる永井と申す。「検察庁法改定案」を廃案にし、次期国会で再上程しないよう政府に要請する陳情である。多摩市議会として政府にこれを廃案にするようにという趣旨のものを出していただきたいという陳情である。

この間毎日のように黒川氏の問題等いろいろなことが国会で議論されている。コロナウイルスの問題は非常に重要な課題であるが、それと同じように黒川元検事長の問題が大きくクローズアップされている。この検察庁法の改正案については、SNSであつという間にこれについて反対だという意見が国民の中に非常に大きく広まり、あつという間に何百万という数のツイッターが出されてきた。それは単にコロナウイルス問題の中でどさくさ紛れにやっているからだということが非常に大きくあるが、それだけではなく、法の支配、国家の政治の在り方、とりわけトップに立つ人が法の支配をきっちり守っていくという日本の国の形が今崩れようとしている

そのことを私は非常に大きく危惧するものである。そういった意味で、今回のこの検察庁法の改正案は、国民の大きな反対の下で一旦次期国会にということで下ろされたが、しかし、それだけではなく、これ自身をもう廃案にしていくべきだと思う。そういう趣旨のことを多摩市議会で決めていただきたいと思う。これはなぜかという、いろいろ書かれているが、まず黒川検事長の定年延長は閣議決定で決められたわけであるが、これは公務員法の解釈という形で閣議決定されたわけである。しかし、法律の基本書である憲法に書いてあるわけであるが、特別法は一般法に優先する。この場合は検察庁法が公務員法の一般法に対して優先する。それを無理やり閣議決定だという形で延長させた。ここ自身がもう法律違反である。憲法違反である。

それと、もう一つ非常に重大なのは、立法趣旨、立法事実。何か国会で法律を作るときには、なぜこの法律を作らなければならないかという立法事実が存在しなければ駄目である。これも憲法の基本書にきちんと書いてある。最高裁の判例できっちりあるわけである。何回も私たちはテレビの画面で国会の様子を見ていたが、立法事実について政府が全く答えられない。そういった形で法律が作られていくとするならば、これはもう私たちがずっとやってきた法の支配がなくなっていく、国の形が崩れてしまうことになるのではないかと思う。

この陳情の文章に書いてあるが、松尾元検事総長ら検事OBが意見書を出した。そこに何と書いてあるのか。皆さん、世界史の教科書に出てくるルイ14世の朕は国家なりと同じことではないか、元検察総長のOBの人たちがそこまで言っている。国の法というものがここまでないがしろにされてしまう。そういったことではもう駄目なのだということである。多摩市議会は良識の府であると思っているので、ぜひこの陳情を全員一致でよろしくお願ひしたいと思っている。

松田委員長

以上で市民発言を終わる。

本件は「検察庁法改定案」を廃案にし、国家公務員定年延長とは切り離して次期国会に再上程しないよう市議会として関係機関へ意見書の提出を求めるものである。よって陳情内容への賛否、また議会としての意見書提

出の賛否について委員間の意見交換を行いたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長

ご異議なしと認める。これより意見交換を行う。意見はあるか。

板橋委員

陳情者の方が今言われたが、全く本当にそのとおりで、特にSNSを通じた形での大きな国民の反対のうねり、併せて検察OBや元特捜検事有志の意見書等、この元特捜検事の皆さんのやつを私全部持ってきたのだが、弁護士も含めて38名の元特捜検事の皆さんが意見書を上げている。実は日本共産党の志位委員長は、これについてこのようなことを話している。これはインターネットでの各党会見の席での話であるが、「私自身も先週火曜日に出たときは、これが止められるかどうかなかなか難しいのではないかという思いも半分くらい持ちながらやってきた」と、日本共産党の委員長自らがあまりに強引な安倍政権のやり方をずっとこの間見てきているだけに、強引にまた押し通すのかなという思いがあったが、本当に国民の皆さんの力、まさに良識の力でこれを断念に追い込んだ。といっても継続審議であるから、少なくとも第一歩は押しとどめることができたということ述べている。新型コロナウイルスのこの状況の中で、この問題は本当に国の根幹に関わる問題だということで皆さんが立ち上がったし、私も本当に良かったなと思っている。何しろ安倍氏はその前も閣議決定したのがあった。安保法制、私たちが言う戦争法、これも閣議決定でまさに憲法違反のような法律を押し通してしまう。国の根幹を、まさに三権分立を本当に分かっているのかと思うぐらいの安倍首相のやり方に対しては、国民がしっかりと良識で、良心の力で押しとどめる必要がある。先ほども多摩市議会の良識を示してほしいというふうに陳情者からあったが、ぜひ皆さんと一緒に危険な日本のこの流れにしっかりとストップをかけていくということで、多摩市議会もぜひその一翼として頑張っていきたいなと思っている。

安斉委員

私はこの問題、自分の感覚で正義なのか不正義なのかというところを見ていた。陳情者が言われたように、政府も答弁していた1981年の国家公務員法の定年延長は検察官には適用しないというこれをひっくり返す、

それから三権分立としての司法の独立も冒されている。そして今までにもいろいろな安倍政権をめぐる疑惑がたくさんあった。そういったことがきちんと通っているのかいかないのかということで、司法の在り方が問われているわけである。そこを越えて閣議決定の中でいわゆる政府答弁もひっくり返して延長を認めようとする、これが黒川氏という個人の人徳とかそういうことではなく、もちろん黒川氏は御自分で辞職されたわけであるが、そうではなく、この政権に絡んでいて司法までも言いなりにしていこうとするやり方、これは本当に不正義だと私は思っていた。そこに来て、今、板橋委員が言われたが、元検事総長の松尾邦弘氏らの意見書を私も全部読んだ。本当に心動かされた。女優の小泉今日子氏が「この文章を見て涙が出た」とSNS上で言われているのだが、そして背筋がぴんと伸びたと捉えてコメントされているのだが、私も本当にそのとおりで思った。正義はやはりここにあるのだということで、この元検事総長の皆さんをはじめとする検察OBや弁護士が作った意見書を読んで、とても感動したわけである。政権与党の自民党や公明党の方もおられるし、言いつらいとは思っているのだが、私はできれば感想でもいいので皆さんのご意見を少し聞かせていただきたいと思うが、いかがだろうか。

あらたに委員　　今ほかの意見をということで、私、今回のこの話というのは、政府側が国民にきちんと説明し切れていないというか、この法案自体がどういうものなのかが分からないまま反対運動が起こっているような実感がした。私今回かわいそうだったなと思っているのは、ほかの国家公務員の方たちはこれから定年を延ばしていくということで段階的にやっていくわけであるが、検察官の方たちの定年延長の話まで、この陳情者の言うことを認めると流してしまうという話になるわけである。結局退職後年金もなく国のために一生懸命働いた方たちにそのようなことが起こり得る。私は、今回の法案を国民に理解していただけるまで政府がきちんと説明する責任があると思っている。今回非常に雑だったというのが率直な感想である。そういう意味では、政府に国民の理解を得るまでしっかり説明していただいて、その上で上程するというので、単なる廃案となると、今回の検察官の定年ということまで流れてしまうので、非常に残念な結果になってしまうの

で、そこら辺をしっかりと政府に求めていきたいと思う。

折戸委員

今説明者にるる説明をしていただいたが、説明していただいた内容には私も共感するところである。何と云ってもやはり強引に進めていこうという今の政権の在り方は国民が非常によく見ていると、やっではいけないことを平気で乗り越えていこうというところに待ったをかけたのは、多くの国民の皆さんがしっかりと本質を見ているところにあるのだろうと思う。ここで述べているように検察庁法の改定案を廃案にして、国家公務員定年延長のものとは切り離して考えて明確にしたほうがいいということに対しては、私もそのとおりだと思し、国民の多くの声を真摯に聞いていかないと国の在り方が大変ゆがんでしまうし、私たちの次世代にまで大きく影響していくと思うので、こういう点においては私たち多摩市議会も一致して意見書を提出することが大事ではないかと考える。

松田委員長

ほかに意見はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長

意見なしと認める。これをもって意見交換を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

安斉委員

2陳情第8号 「検察庁法改定案」を廃案にし、次期国会で再上程しないよう政府に要請する陳情について、採択の立場から討論する。

安倍晋三自公政権が5月15日の衆議院内閣委員会でもくろんでいた検察庁法改正案の採決を、日本共産党、立憲民主党、国民民主党などの論戦で断念させた。断念した背景には、短期間で一気に広がった国民の反対世論の力があつたとも言う。しかし、安倍政権は改正案を押し通す姿勢を変えていない。陳情名に記されているように、検察庁法改正案を廃案にし、次期国会で再上程しないようにすべきと考える。陳情の文書の中に書き込まれている①②③は、書かれているとおり賛成する。まず検察官の定年延長は、1981年の国家公務員法の定年延長は検察官に適用しないとした政府答弁に反している。三権分立としての司法の独立が冒される。何よりも検察庁法改正案に反対する世論のうねりが大きく盛り上がったことで誰の目から見ても安倍政権の不正義がはっきりしたと思う。5月15日に元検事総長の松尾邦弘氏ら検察OBが、改正案に反対する意見書を森まさこ

法相に提出した。これは異例中の異例である。私はその意見書全文を読んだが、心が大変動かされた。安倍政権の不正義に対する私の怒りと重なったからである。意見書を提出した後の会見で、「田中角栄元首相が逮捕されたロッキード事件の捜査に携わった元検事らを中心に声をかけ、意見書を取りまとめた」と語っておられた。意見書では改正案を、政権の意に沿わない検察の動きを封じ込め、検察の力をそぐことを意図していると強く批判し、政府に撤回を求めている。検察OBの意見書の最後では、与野党の境界を越えて多くの国会議員と法曹人、そして心ある国民のすべてがこの検察庁法改定案に断固反対の声を上げて、これを阻止する行動に出ることを期待してやまないと呼びかけている。本陳情はまさにこの呼びかけに応えたものだと考える。

板橋委員

2陳情第8号 「検察庁法改定案」を廃案にし、次期国会で再上程しないよう政府に要請する陳情について、採択の立場で討論する。

検察官の定年の見直し問題で法務省が昨年秋に準備していた法案では、検察官は65歳の退官、そして検察幹部は63歳までで、それ以降は平の検事に任命されると規定していただけだった。それが、3月に出された法案では大きく変わり、内閣が定める理由があると認めるときは63歳以降も検事長などの役職の延長が認められ、さらに内閣の定める場合は65歳以降も検事総長などにとどまれる特別規定が盛り込まれた。検察官の定年延長はともかく、検察上層部の人事に内閣が直接介入できる仕組みを盛り込むことは許されない。そもそも黒川弘務東京高検検事長の定年延長を1月に閣議決定したことが間違いである。検察庁法で検察官の定年延長はできないとしてきたものを、政府解釈で覆したのである。法律を内閣が勝手に解釈で変更することは、立法権の侵害である。三権分立を脅かす行為である。違法なやり方で黒川氏の定年延長を決め、それを合法化するための法案である。時の政権に都合のいい人物が特例で定年を延長されれば、実際の不正の有無に関わらず検察の公正さに疑念が持たれる。このこと自体が三権分立を脅かす大問題である。これまで安倍政権は森友学園・加計学園疑惑、桜を見る会疑惑など行政の私物化が問題になってきた。さらに検察の私物化、司法の私物化を許すわけにはいかない。この改正案は三権分

立の土台、法治国家の土台を危うくするものである。廃案を求める意見書を多摩市議会としても上げるべきということである。

藤條委員

それでは、2陳情第8号「検察庁法改定案」を廃案にし、次期国会で再上程しないよう政府に要請する陳情について、新政会を代表し、不採択とする。

検察庁法改正案について、今回多くの著名人の方や検察OBも反対を表明され、世論も大きな関心と反応を示した。事の発端は今年1月の定年延長が法解釈の変更により閣議決定されたことである。この解釈変更は一定程度内閣にその軽減が委ねられているとはいえ、公文書もなく口頭決裁であった。そうした決定プロセスに問題があったことは否めない。陳情者が法の支配の崩壊を危惧されることも分かる。この法解釈によって半ば強引に決まった黒川検事長の定年延長を言わば後づけで追認合法化しようとしたのが今回の改正案と言える。この改正案の中身に個別の定年延長が追加されている点を見れば、関連がないと言うのは無理があるだろう。しかし、黒川氏個人の定年延長と今回の改正案がつながっているから駄目だと断じてしまうのは、少し短絡的ではないだろうか。この法解釈によって検事長の定年を延長したそのプロセスは確かに問題であり、それを後づけで合法化するために出してきた法案は論外と断じることは簡単であるが、一方で内閣はその軽減で法解釈の変更を行った後、それを法律化・明文化するために国会に図るというのは、むしろ三権分立、民主主義の観点からは望ましいプロセスであるとも考えられないだろうか。強引な法解釈を続けさせるより、法案化するために丁寧な議論を重ねたほうが健全ではないかという考え方である。法の支配を望む陳情者の趣旨にも沿うのではないだろうか。ただし、さらなる問題点は、今回の改正案が国家公務員法などと抱き合わせで内閣府委員会に提出されたことである。検察庁を所管する法務委員会で審議すらしないというのは、このプロセスもやはり問題だろう。検察庁法改正案は切り離して立法府において丁寧な議論をするのは必要不可欠なことである。今国会での成立を見送ったのであれば、そうした時間を十分にかけていただきたいと思う。

政策論点の一つとして、内閣はどこまで検察の人事権に影響力を持つべ

きかという問いである。政治家を追及できる唯一の機関である検察は一定の独立性が保たれるべきである。一方で、その人事権を振るうのは、選挙という民主主義のプロセスを経て選ばれた内閣以外誰が振るうのかといった問題もある。独立性が高ければ高いでまた様々な不都合も生じてくることになる。このバランスというのはまさに正解のない政治的な問いである。だからこそ十分な審議がなされるべきである。今回世論が大きく政治を動かした案件だったと思う。一人一人が声を上げることは健全なことであり、民主主義社会のあるべき姿である。とても良いテーマだとおもうので、今まで政治に対して全く食指の動かなかった方々も、今回タグ付けして興味を持っていただいたのであれば、これを機会にぜひ勉強する、そうした機会にさせていただいて、単に反安倍で騒ぐのではなく是々非々で一つ一つ政策論で見ていくと建設的であるし、政治とは面白いなと感じていただけたと思う。少し話がそれたが、陳情審査として、検察庁法改正案は国家公務員法と切り離すべきと思うが、その上で廃案にするのではなく丁寧な審議を重ねていただくことを望む。よって不採択とする。

松田委員長           ほかに意見・討論はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

松田委員長           意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

ただいまご意見を伺ったところ、採択すべきものという意見が2名、不採択すべきものという意見が1名である。よってこれより2陳情第8号「検察庁法改定案」を廃案にし、次期国会で再上程しないよう政府に要請する陳情を挙手により採決する。本件は採択すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

（賛成者挙手）

松田委員長           挙手多数である。よって本件は採択すべきものと決した。

なお、ただいま採択すべものとした陳情は議会として意見書を提出することを求める内容であるが、全員一致ではなかったので委員会として本会議に意見書の提出は行わないこととする。

続いて日程第3、第74号議案 多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条例等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

渡邊総務部長 会計年度任用職員の関係である。会計年度任用職員については、令和2年4月1日より制度を施行したところである。この中で年次有給休暇の付与方法、または通勤費の支払い方法、1時間当たりの報酬単価について勤務条件の違いから一部の任用職種について再整理が必要になったことが分かった。よって、現状を勘案しつつ、それらについて整理をさせていただいたところである。詳細については人事課長より説明する。

佐藤人事課長 今、総務部長から説明があったが、このたび条例改正を上げさせていただいた。今年度から施行となった多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の改正である。

会計年度任用職員については、昨年度法律の改正に伴い、本条例を制定し、これまで任用してきたすべての嘱託職員、非常勤一般職、または補助的業務を行う臨時職員について、今年度から新たな会計年度任用職員にすべて移行した。本条例を制定した後、昨年12月に新たに職種を追加したり報酬額の修正等、制度に移行するための必要な改正を行った。その後4月に制度が施行され、さらに年次有給休暇の付与や通勤費の支給等、移行前の制度と比べて一部再整理する必要が生じたので、職員の不利益にならないよう修正するために改正するものである。

今回の主な改正点の1つ目は、年次有給休暇の付与方法である。専門スタッフや通年補助スタッフについては、昨年度までそれぞれ嘱託職員及び非常勤一般職員であった職がほとんどであり、これらの職については年度当初もしくは採用当初に年次有給休暇を付与していた。現行の条例では当該職種であっても任用期間が1年未満の場合6か月以上の任用を経過したときに付与される仕組みになっているため、年度途中の採用であっても採用時に付与できる内容に改める。

2つ目は、会計年度任用職員の通勤費について、移行前の職種での支給方法と同様に行うこととしているが、専門スタッフのうち週30時間勤務の者の交通用具の使用の規定が従前と異なる規定になっているため、不利益とならないよう従前に合わせる形で修正する。

3つ目は、報酬について、歩合制の報酬を整備するとともに、1時間

当たりの報酬単価について、月額、日額それぞれの算出方法を規定しているが、庁舎管理員は夜間勤務を行うことから日勤と夜勤の２種類の日額報酬を定めているため、今の条例ではこれに当てはまらなくなることから、ただし書で補足するものである。

松田委員長

これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

安斉委員

事前の説明会資料では、今説明があったほかにも、私が聞き損ねたのかも分からないが、国民健康保険税収納推進員の歩合制の問題が出ていたような気がしたが、間違いだったのだろうか。

佐藤人事課長

説明が抜けていた。国民年金保険税の収納推進員の割増し報酬ということで、通勤費同様嘱託条例で規定していたものが、会計年度任用職員の条例から抜けてしまっていたので、改めて会計年度任用職員の条例で規定を整備させていただく。

安斉委員

そこに歩合制の話が出ていたのだが、それはどのように解釈すればいいのか。

佐藤人事課長

報酬のところ、嘱託条例で記載のあった国民健康保険税の収納推進員の歩合制の根拠となる条文が不足していたので、改めて追加させていただくということである。

松田委員長

ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長

質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長

意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第74号議案 多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条例等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

松田委員長

挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

続いて日程第4、第76号議案 多摩市市税条例の一部を改正する条例

の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

鈴木市民経済部長 それでは、第76号議案 多摩市市税条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。議案書は63ページから68ページ、新旧対照表としては7ページから29ページ、そして本日、委員会のサイドブックスの資料のところに案件3、本日の主な改正点ということで資料をまとめさせていただいたので、その3点を使わせていただいて御説明申し上げたいと思う。

本案については、令和2年度税制改正に伴って地方税法のほか関係法令が令和2年3月31日付で公布されたことに伴い、一部改正を行うものである。なお、既に御説明申し上げているが、法改正によって4月1日から適用となるものについては令和2年3月31日付で専決処分させていただき、5月14日に開催された市議会第1回臨時会において承認いただいたところである。

今回の主な改正内容であるが、大きく3点ある。1点目が、未婚の一人親に対する税制上の措置の見直しを行うための改正である。2点目が、所有者不明土地等に係る固定資産税の課題に対応するための措置を講ずるための改正。3点目が、たばこ税のうち軽量の葉巻たばこが紙巻きたばこと同負担となるよう課税方式の見直しを行うための改正。以上に対応させていただくために条例改正をお願いするものである。詳細については赤松課税課長から御説明申し上げさせていただく。

赤松課税課長 まず今回の条例改正の内容について御説明をさせていただく。それでは、お手元の第76号議案の第201回国会における税関連法案の概要を御覧いただければと思う。それでは、資料に基づき御説明をさせていただく。今回地方税法等の一部改正について、その趣旨、概要についてを中心に御説明をさせていただく。

まず最初であるが、固定資産税関連についてである。内容については、大きいところでは所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、所有者の情報について円滑な把握、あと課税の公平性の確保という観点から今回改正の中で講ずる内容というところである。

改正点については2点ほどある。まず1点目であるが、現に所有している者、これは主に土地や建物の部分であるが、所有されている方に対して申告していただくことを制度化していくという改正である。背景としては、登記簿上の所有者の方が亡くなられて相続登記をされるまでの間の所有者の方に対して、これをきちんと条例上で定めることによって所有者の方の名前や住所、必要な事項を申告させることができるようにするというのが改正の内容である。

続いて2点目であるが、使用者を所有者としてみなす制度を拡大するための改正である。これについては、背景として登記簿上の所有者の方が亡くなってもその後相続をされる方がいないようなケースが近年増えてきている。実際のところ調査をしてなかなか相続人の方が見つからないようなケースもここ数年増えてきているというところもある。そういったことも勘案して、実際その土地や建物を使用している方を使用者とみなして固定資産税課税台帳に登録して税金を課税するという改正内容である。固定資産税に関しては以上である。

続いて個人住民税関連についての概要である。まずすべての一人親家庭の子どもに対して公平な税制を実現するという観点から、婚姻歴の有無による不公平感も含めて、男性の一人親と女性の一人親間の不公平を同時に解消していく措置を講ずる内容である。

まず1点目である。未婚の一人親の寡婦・寡夫の控除の適用について講ずる内容であるが、実際のところ寡婦・寡夫の所得の控除額が、前の法律だと一応控除額がそれぞれ切り分けられて算定されていたが、そこを控除額を同一にして一律でやることにまず改正する内容である。

続いて2点目であるが、寡婦・寡夫の控除の見直しであるが、これについては今まで寡婦と寡夫で所得制限を設けていたのだが、その部分については所得制限を設けずに、その辺の制限があった部分をなくして一律に控除額を統一しようという内容である。

3点目であるが、個人住民税の人的非課税の見直しである。これについては先ほど御説明した寡婦・寡夫控除の部分について、その控除額の拡大を踏まえた上で条例を改正していくという内容である。

最後であるが、たばこ税についてである。これについては、紙巻きたばこと加熱式たばこの部分の段階的な税額の換算方法の差をなくしていくため令和2年度、令和3年度の2か年をかけて段階的にたばこ税を引き上げていくという内容である。

今回、固定資産税、個人住民税、たばこ税の3点について条例上の改正というところで御審査をいただくという内容である。

松田委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

安斉委員 市の収入への影響で、ほとんどいずれも影響を見込めずとなっているが、これは対象が少ないことなのか、実態がつかめないことなのか、その理由を伺いたいと思う。

赤松課税課長 ただいまの部分であるが、実態、実情がどうなのかまだこちらとしても正確につかめておらず、そこはちょうど今当初課税が終わったところで、これからその実情について分析させていただくような状況である。

安斉委員 たばこ税のところであるが、これも実際は紙巻きたばこがどのくらい消費されているのかも分からないのか。

赤松課税課長 たばこ税の部分については、近年の状況でいくと健康志向によって実際のところ本数は減ってきているが、今回税率の改定で上げが行われ、本数は減っているが実際税額が上がっているの、歳入の部分でいけば実際のところ歳入減にはなっていない。ましてや今年度が新年度に当たり、実際新型コロナウイルスの影響も含めこれからの歳入動向を見ながらというところでは、鋭意数字がある程度確定次第また情報共有をさせていただければと思う。

板橋委員 固定資産税で所有者がよく分からない状況がこの頃増えてきているというお話だったが、現状具体的にどのような状況になっているのかお聞かせ願う。その中でまた分かってきた人というのはどのくらいつかんできたのか。

赤松課税課長 固定資産税の特に土地や建物の部分で実際のところの事例的なお話をさせていただくと、登記は確かにされていて、その後所有者の方が亡くなられて、本来だったら亡くなられた方の御家族や御親族の方の相続という形

が一般的であるが、ここ2年ほどの傾向を見ると、相続される方の不存在、どなたも財産を引き継がれる方がいないようなケースがやはり増えてきているところである。実際のところ昨年度私のほうでいろいろデータを分析して見ていった中では、そういった事例が10件程度ある。ただ、実際のところ所有者の方をきちんと確定させないと課税ができないので、そういったところも含めてきちんと物件を管理される方、また所有者に当たる方を今のところいろいろ調査させていただいた中で、課税が浮いてしまうことにならないような形で今業務を進めているのが実情である。

板橋委員 今10件ぐらいあっていろいろ調査も進めておられると思うが、安斉委員も言ったが、影響額を見込めずというのは、すべてのものを全部見込めずと単純に書かれているような感じがして、本当にそうなのかと、もう少し書きようがあるのではないかと思いながらこれを見ていたのだが、その点はどうなのか。

赤松課税課長 先ほど件数として、ここ直近のという部分のお話をさせていただいたが、実際のところ土地や建物の大きさ、用途によって課税される金額も当然違うところがある。まさに今年度当初の課税、5月に固定資産税の納税通知書も含めてお送りさせていただいたが、ここでようやくそのデータもある程度そろったというところで、今手元には具体的に幾らかという数字は持っていないが、ちょうど当初課税も終わったというところでは、また何かの機会に実際こういう金額であるというお話ができるかと思っている。

板橋委員 個人住民税のほうであるが、寡婦と寡夫の所得制限を一緒にしてやるということであるが、これまでは具体的に金額も含めてどうだったのか。

赤松課税課長 今実際のところお手元の資料に件数とどのぐらい控除対象者の方がおられるかという数字上の記載はさせていただいているが、これが実際税収額ベースでどのぐらいなのかであるが、大体の件数は、今回ここにこのぐらいの件数がある、控除対象者の方がこれだけの人数いるというデータの数字を載せさせていただいたが、実は6月10日付で市民税の納税通知書も含めて送付させていただいて、ここでようやく当初の課税が確定したというところでいけば、今手元には数字として持つてはいないが、また別の機会にきちんとこのぐらいの影響額であるとお示しできるかと思っている。

折戸委員 市民税のことでお伺いするが、控除対象者があるわけであるが、その方たちにこれだけの控除になるという通知、これは令和3年度の課税より適用となっているが、その間にあなたの分はこのくらいになるという通知はいつ頃どのような形でされるのか。

赤松課税課長 今回の通知という部分でいけば、毎年当初の納税通知書を発送する前に、市の広報等を活用した形で具体的にこういうケースについては対象者になるという部分での御案内で周知をしているのが今の現状である。

折戸委員 対象者があると分かっているのなら、個別にきちんと通知してあげるほうが余計分かるかと思うが、そういう措置は今回考えていないのか。できればそういう方向を取ったほうが分かりやすいかと思うが、いかがか。

赤松課税課長 個別での通知というところであれば、最終的には世帯主の方の所得によって変わってきてしまうところもある。だから、そのこのところの部分もある程度きちんと整理していかないといけないので、今現状の段階では、個別の周知については今後検討させていただく、または分析させていただいた上でという形になるかと考えている。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第76号議案 多摩市市税条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

松田委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第5、第77号議案 多摩市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

鈴木市民経済部長 それでは第77号議案 多摩市印鑑条例の一部を改正する条例の制定

について御説明申し上げる。議案書は69ページ、新旧対照表の資料としては31ページ、本日の委員会資料としてサイドブックに資料4として資料をつけさせていただいているので、そちらを御覧いただければと思う。

本案については、令和元年6月14日に成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が施行され、各制度において成年被後見人の必要な能力の有無を判断するよう整備していくことになった。これに伴って総務省の印鑑登録証明事務処理要領の一部改正が行われ、印鑑登録を受けられないものとされていた成年被後見人規定の見直しを行うため条例改正を行うものである。詳細については片岡市民課長から御説明をさせていただく。

片岡市民課長 新旧対照表にあるとおり、「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」と言葉を換えるものである。これはもともとの国際条約、障がい者の権利に関する条約の中で、例えば何々の障がい者と一固まりで捉えてはいけない、こういう要件であればこうとするのだが、この場合は被後見人であるという固まり、レッテルとして規定してしまい、そういう方たちをすべて印鑑登録ができないものとするのはこの条約の趣旨に反するというところで、成年被後見人だからというのではなく意思能力を有しない方については、その方を保護するという目的で重要な印鑑登録は一旦できないとする、ただ、その方たちでも法定代理人と一緒に窓口においでになった方は意思能力を有する者として認めて、改めて再度登録を認めるというものである。

松田委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

安斉委員 最後のところで1点確認であるが、改正後は法定代理人が同行しておりということで、同行が前提でまず成年被後見人本人も登録の申請をするようになるのかと思うが、そのところだけ確認したいと思う。

片岡市民課長 今、委員が言われるとおり、御本人と代理人が一緒に来て説明を聞けば、それは意思があると認めるという運用をさせていただく。

板橋委員 この周知は、どのような形で周知される計画になっているのかお知らせ願う。

片岡市民課長 お認めいただいたら、この議会の結果としてももちろん周知されるととも

に、たま広報、市公式ホームページ等で独自に周知していくつもりである。  
また既に印鑑登録をされている方が成年被後見人となった場合、裁判所からこちらに連絡があり、一回印鑑登録を取り消す。取消しをしたというお知らせを出すのだが、そのお知らせと一緒に、再度登録が可能であるというお知らせを出していくつもりである。

板橋委員 今そういう形で再度印鑑登録ができるような道が一応開けてきたのだが、これまで取り消された状況のまま何かクレームや印鑑登録できる能力があるぞという声などは市民からあったのか。

片岡市民課長 それにお答えするためには成年後見人制度について説明が必要と思うが、資料にあるように任意後見人制度と法定後見人制度がある。任意のほうは言わばお手伝いということで少し別格で、法定の中で補助、補佐、後見と3段階ある。補助というのは、判断能力が全然ないわけではないが判断能力がいつもあるとは限らず欠けている方の場合、補佐というのは、その能力がまるっきりないわけではないが著しく欠けている方の場合、後見というのは、判断能力がほぼないようになった方の場合である。それは家庭裁判所に対して申立があり、おおむね4か月以内に審査をして、裁判所が見てこの方は確かに判断能力がないと認められたその3段階目の方である。だから通常裁判所にそういう判断能力がないという申立をするということは、法的な手続等いろいろな能力が欠けているのをもう既に認められた方ということになるので、今までそういったクレームはない。ただ、それであっても、そういう被後見人の方がだまされて判をつけて契約してしまったというようなことがあったら、後見人の方が同意や取消しの申立をすることができる。例えばだまされて土地を売ってしまったような場合も、それを元に戻すため契約無効の申立をすることができる。少し説明がずれてしまったが、今までそういったクレームはないし、今のところそういった御希望の声はこちらに届いていない。

松田委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第77号議案 多摩市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

松田委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第6、特定事件継続調査の申出についてを議題とする。本件については別紙のとおり申し出ることとしたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただく。

以上で本日の日程はすべて終了した。

これをもって総務常任委員会を閉会する。

午後 3時13分 閉会

多摩市議会委員会条例第28条第1項の

規定によりここに署名する。

総務常任委員長

松田 だいすけ